

【申請様式第1号】

自家用有償旅客運送

■ 登録申請書

□ 更新登録申請書

北見 運輸支局長 殿				申請年月日		令和 7年 2月 日		
申請者等	住所	〒 098 - 1792 北海道紋別郡雄武町字雄武700番地				フリガナ	オオミズ トモヒト	
	フリガナ	オウムチョウ				担当者氏名	大水 寛仁	
	名称	雄武町				担当者所属	公共交通対策室	
	フリガナ	オウムチョウチョウ タカハシ タケヒト				TEL/FAX	0158-84-2121/0158-84-2844	
	代表者名	雄武町長 高橋 健仁				E-mail アドレス	kokyokotu@town.oumu.hokkaido.jp	
登録年月日	年 月 日	登録番号	第 号	種別	☒ 交通空白地有償運送 ☐ 福祉有償運送			
登録事項等								
路線又は運送の区域	路線	系統名	起点及び終点の地名並びに地番及び主な経過地				キロ程	
		幌内線	起点 国保病院 終点 幌内 (主な経過地) 雄武、元稲府				12.2 km	
		沢木線	起点 国保病院 終点 沢木 (主な経過地) 雄武、ホテル日の出岬				13.0 km	
		□ 別紙1のとおり						
運送の区域								
事務所	名称	雄武町役場		位置	北海道紋別郡雄武町字雄武700番地			
事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種別ごとの数	所有区分	寝台車	車いす車	兼用車	回転シート車	セダン等	バス	合計
		(軽)	(軽)	(軽)	(軽)	(軽)		(軽)
	所有						2	2
		()	()	()	()	()		()
	持込	※	※	※	※	※	※	※
()		()	()	()	()	()	()	
軽自動車は、()内に内数で記載すること。事業用自動車については、※欄に記入すること。								
□ 別紙2のとおり (事務所が2つ以上の場合)								
運送しようとする旅客の範囲	有償運送の種別		旅客の範囲					
	交通空白地有償運送		☒ 地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者					
	福祉有償運送 (□ 複数乗車を行う) (□ 観光客を含む) (□ 来訪者を含む)		☐ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 ☐ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 ☐ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ☐ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ☐ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者					
			☐ 介護保険施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者(基本チェックリスト該当者)					
			☐ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者					
路線又は運送区域ごとの対価の額		100円 ・小学生以下 無料 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者 無料						
事業者協力型自家用有償旅客運送	名称			住所				
	名称			住所				

添 付 書 類

1. 定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員名簿(市町村が運送主体である場合を除く。)	
(1) 定款又は寄附行為	☐
(2) 登記事項証明書	☐
(3) 役員名簿(登記事項証明書により確認できる場合は不要)	☐
2. 路線図(交通空白地有償運送において路線を定めて行う場合)	☒
3. 欠格事由に該当しない旨を証する書類(市町村が運送主体である場合を除く。)(様式第1号)	☐
4. 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類(様式第2号)	☒
ただし、「地域公共交通計画」を策定済みで当該計画に自家用有償旅客運送の実施主体、路線・区域、輸送対象が記載されている場合は以下の書類	
(1) 地域公共交通計画の写し	☐
(2) 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類(様式第2号)	☒
5. 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	
(1) 自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧(参考様式第イ号)	☒
(2) 自己保有・・・自動車検査証、登録後に購入する場合にあつては車両購入契約書又は見積書の写し	☒
(3) リース車両・・・自動車検査証及びリース契約書又は見積書の写し	☐
(4) 持込車両・・・自動車検査証及び車両使用に係る契約書又は使用承諾書の写し	☐
6. 運転者等が必要な要件を備えていることを証する書類	
(1) 運転者の一覧 兼 運転者就任承諾書(様式第3号)	☒
(2) 運転免許証の写し(事業者協力型自家用有償旅客運送を除く。)	☒
(3) 運転者の過去2年間に係る運転記録証明書(第二種運転免許保有者、事業者協力型自家用有償旅客運送を除く。)	☐
(4) 事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、宣誓書(様式第4号)	☐
(5) 運転者が第一種運転免許保有者の場合は次の書類(事業者協力型自家用有償旅客運送を除く。)	
① 交通空白地有償運送	
イ) 交通空白地有償運送運転者講習修了証の写し	☐
ロ) (一社)日本自動車運行管理協会 自家用自動車運転士専門校の運転サービス士科を修了したことを証するものの写し等	
② 福祉有償運送	
イ) 福祉有償運送運転者講習修了証の写し	☐
ロ) (一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了したことを証するものの写し等	
(6) 福祉有償運送において、福祉自動車以外の自動車を使用して運送を行う場合は次の書類	
① 運転者のみで運送を行う場合	
イ) 介護福祉士の登録を受けていることを証するものの写し等	☐
ロ) セダン等運転者講習修了証の写し	
ハ) (一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了したことを証するものの写し等	
ニ) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者	
② 運転者以外の乗務員が同乗して運送を行う場合は、当該乗務員に係る次の書類	
イ) 乗務員名簿 兼 乗務員就任承諾書(様式第5号)	☐
ロ) 介護福祉士の登録を受けていることを証するものの写し等	☐
ハ) セダン等運転者講習修了証の写し	
ニ) (一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了したことを証するものの写し等	
ホ) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者	

7. 運行管理の体制等を記載した書類	
(1)運行管理の責任者の就任承諾書(様式第6号)	■
(2)運行管理の体制等を記載した書類(様式第7号)	■
(3)乗車定員11人以上の自家用有償旅客運送自動車にあっては1両、又は乗車定員10人以下の自家用有償旅客運送自動車5両以上の運行を管理する事務所における運行管理の責任者にあっては、次の①～⑤いずれかの書類	
① 道路運送法第23条第1項に規定する運行管理者の資格を有している者	
イ)旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	■
ロ)一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	
ハ)一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	
ニ)特定旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	
② 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の12に規定する運行管理者の受験資格を有する者	
イ)事業用自動車の運行管理に関する1年以上の実務経験を証する書面(様式第8号)	□
ロ)独立行政法人自動車事故対策機構が行う運行管理者基礎講習を修了したことを証するものの写し等	
③ 道路交通法施行規則第9条の9第1項に規定する安全運転管理者の要件を備える者であって、申請者の安全運転管理者として選任されている者	
安全運転管理者証の写し	□
④ 道路交通法施行規則第9条の9第1項に規定する安全運転管理者の要件を備える者	
イ)20歳以上であることを証する書面	□
住民票の写し、運転免許証の写し等	
ロ)2年以上の運転管理の実務経験を有することを証する書面	
a)実務経験が2年以上の場合にあっては、運転管理業務経歴証明書(様式第9号)	□
b)実務経験が1年以上2年未満の場合にあっては、a)の書面に加え、運転管理に関する公安委員会の教習を修了していることを証する書面	□
c)上記a)、b)に該当しない場合にあっては、自動車の運転の管理に関し公安委員会の認定を受けていることを証する書面	□
ハ)過去2年間に係る運転記録証明書	□
ニ)宣誓書(様式第10号)	□
⑤ 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項、第48条の4第1項、第48条の5第1項及び第48条の12第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示に規定する一般講習を修了した者	
イ)1年以上の運転管理の実務経験を有することを証する書面(様式第9号)	□
ロ)一般講習を修了した証明書	□
8. 旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類(市町村が運送主体である場合を除く。)	
(1)保険(共済)加入証書の写し	□
(2)保険(共済)契約申込書の写し	
(3)保険(共済)契約見積書の写し	
(4)宣誓書(様式第11号)	
(5)事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、宣誓書(様式第12号)	
9. 福祉有償運送にあっては、運送しようとする旅客の名簿(市町村が運送主体である場合を除く。)	
(1)旅客の名簿(参考様式第八号)	□
(2)身体状況等、態様ごとの会員数(参考様式第八号)	
10. 登録証の原本(更新登録申請の場合に限る。)	
	□

令和 7年 2月12日

北海道運輸局 北見 運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送 ・ 福祉有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名 称) 雄武町地域公共交通活性化協議会

(対象市町村) 雄武町

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

令和 7年 2月12日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

雄武町 北海道紋別郡雄武町字雄武700番地

雄武町長 高 橋 健 仁

5. 調った協議の内容

(1) 路線又は運送の区域

系統: 幌内線(12. 2km)、系統: 沢木線(13. 0km)

(2) 旅客から収受する対価(対価の内容を添付すること)

100円

・小学生以下 無料

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者 無料

(3) 運送しようとする旅客の範囲

地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者

6. その他特記事項

令和 7年 2月12日

雄武町地域公共交通活性化協議会

主宰者 会長(副町長) 新 谷 朋 人

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

雄武町

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	北見 200 さ 530	29	雄武町	雄武町	
2	北見 200 さ 348	26	雄武町	雄武町	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

運転者の一覧 兼 運転者就任承諾書

雄武町 が、申請した自家用有償旅客運送登録申請書に基づき登録を受けた
場合には、その運転者として就任することを承諾いたします。

	氏 名	住 所	運転免許の種類等		施行規則51条の16関係資格	
			区 分	種 類	第1項関係	第3項関係
1			☐ 普 通	☒ 第2種	☐ 認定講習	☐ 介護福祉士
			☒ 大 型	☐ 第1種	☐ そ の 他	☐ 認定講習
						☐ そ の 他
2			☐ 普 通	☒ 第2種	☐ 認定講習	☐ 介護福祉士
			☒ 大 型	☐ 第1種	☐ そ の 他	☐ 認定講習
						☐ そ の 他
3			☐ 普 通	☒ 第2種	☐ 認定講習	☐ 介護福祉士
			☒ 大 型	☐ 第1種	☐ そ の 他	☐ 認定講習
						☐ そ の 他
4			☐ 普 通	☒ 第2種	☐ 認定講習	☐ 介護福祉士
			☒ 大 型	☐ 第1種	☐ そ の 他	☐ 認定講習
						☐ そ の 他
5			☐ 普 通	☒ 第2種	☐ 認定講習	☐ 介護福祉士
			☒ 大 型	☐ 第1種	☐ そ の 他	☐ 認定講習
						☐ そ の 他
6			☐ 普 通	☒ 第2種	☐ 認定講習	☐ 介護福祉士
			☒ 大 型	☐ 第1種	☐ そ の 他	☐ 認定講習
						☐ そ の 他
7			☐ 普 通	☐ 第2種	☐ 認定講習	☐ 介護福祉士
			☐ 大 型	☐ 第1種	☐ そ の 他	☐ 認定講習
						☐ そ の 他
8			☐ 普 通	☐ 第2種	☐ 認定講習	☐ 介護福祉士
			☐ 大 型	☐ 第1種	☐ そ の 他	☐ 認定講習
						☐ そ の 他
9			☐ 普 通	☐ 第2種	☐ 認定講習	☐ 介護福祉士
			☐ 大 型	☐ 第1種	☐ そ の 他	☐ 認定講習
						☐ そ の 他
10			☐ 普 通	☐ 第2種	☐ 認定講習	☐ 介護福祉士
			☐ 大 型	☐ 第1種	☐ そ の 他	☐ 認定講習
						☐ そ の 他

注1 「運転免許の種類等」欄は、該当事項の口の中に✓印を記入すること。

注2 「運転免許の種類等」欄の「種類」欄が「第1種」となる場合は、「施行規則51条の16関係資格」欄の「第1項関係」欄に次の区分により該当事項の口の中に✓印を記入すること。

① 交通空白地有償運送
「認定講習」…国土交通大臣の認定を受けた者が行う交通空白地有償運送運転者講習を修了している運転者
「そ の 他」…(一社)日本自動車運行管理協会 自家用自動車運転士専門校の運転サービス士科を修了した運転者

② 福祉有償運送
「認定講習」…国土交通大臣の認定を受けた者が行う福祉有償運送運転者講習を修了している運転者
「そ の 他」…(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了した運転者

注3 福祉有償運送において、福祉自動車以外の自動車を使用して運送を行う場合には、「施行規則51条の16関係資格」欄の「第3項関係」欄に次の区分により該当事項の口の中に✓印を記入すること。

「介護福祉士」…社会福祉士及び介護福祉法第42条第1項の介護福祉士の登録を受けている運転者
「認定講習」…国土交通大臣の認定を受けた者が行うセダン等運転者講習を修了している運転者
「そ の 他」…

①(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了した運転者
②介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者

運 行 管 理 の 責 任 者 就 任 承 諾 書

下記の者が申請した自家用有償旅客運送登録申請に基づき登録を受けた場合には、その運行管理の責任者として就任することを承諾いたします。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓いたします。

記

申請者名 雄武町

令和 7年 2月 日

住 所

[Redacted Address]

氏 名

[Redacted Name]

運行管理の体制等を記載した書類

事務所の名称

雄武町役場

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No.	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1			運行管理者	○	
2					
3					

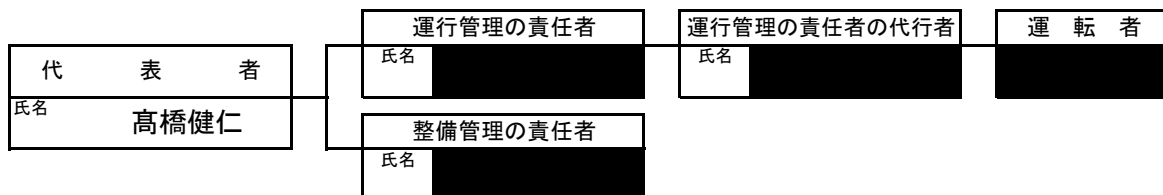
- ・乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格者証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ・資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- ・運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No.	氏名	住所	協力
1			
2			
3			

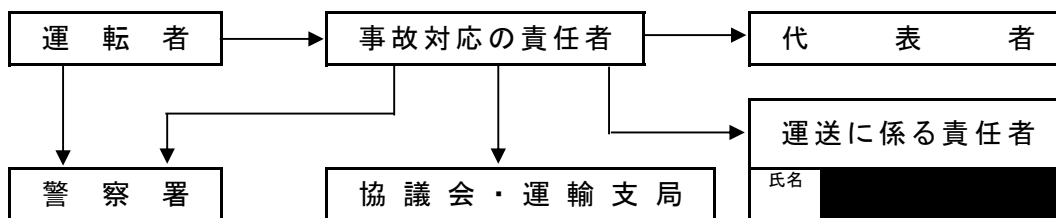
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



- ・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載するものとする。

2. 事故処理連絡体制



事故対応の責任者:

3. 苦情処理体制

苦情処理の責任者:

苦情処理の担当者: